

桜井海浜ふれあい広場使用料（平成27年4月1日以降使用分より適用）

区分		使用時間	使用料	
			一般	学生
サッカー場	料金を徴収する場合	全日（9:00～17:00）	30,000円	15,000円
	料金を徴収しない場合	全日（9:00～17:00）	12,000円	6,000円
		午前（9:00～12:00）	6,000円	3,000円
		午後（12:00～17:00）	7,000円	3,500円
		1時間までごとに	2,500円	1,250円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 「学生」とは、高校生以下とし、65歳以上の者については、学生の区分の使用料を適用する。
- 3 料金を徴収する場合とは、営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合をいう。
- 4 片面使用する場合の使用料は、全面使用する場合の半額とする。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。